

平成 30 年第 2 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月21日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月21日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		税務課長	鈴木 孝治		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		環境課長	石原 己樹	保険医療 課長	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	伊藤 和孝		
消防本部	消防長	伊藤 啓二			
教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第31号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第32号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

梅雨の晴れ間、早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成30年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほうよろしくお願いをいたします。

ここで、浅野総務部次長から入院療養の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言許可をいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間を頂戴いたしまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

過日、左腕手術のため入院し加療しました折、議会から過分なるお心遣いをいただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまで経過も順調で、自宅加療を経て本日から職場に復帰させていただいております。これからは今まで以上に健康に留意いたしまして、職務に精励いたしたいと存じますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

次に、教育長から行政報告の申し出がありましたので、発言を許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通学路等の安全確保についてご報告を申し上げます。

6月18日月曜日に発生しました大阪北部地震において、高槻市の小学4年生の児童が倒れてきたブロック塀の下敷きになるという痛ましい事故が起きました。これを受け、県からの通知もありましたが、蟹江町での特にブロック塀についての安全性の調査を行いました。

まず、学校の施設については、一部の学校でブロック塀がありますが、通学路ではなく子供たちが通常、通らないところであり、補強の控え壁もあり問題ないと確認したところです。

次に、学校外での通学路におけるブロック塀については、学校に臨時通学団会議を開いていただき、子供たちに注意喚起を促すよう指導をお願いしたところでもあります。学校によってはこの土曜日、日曜日の親子ふれあい教室において、保護者にも啓発を図るところもあります。

いずれにしても、学校外におけるブロック塀につきましては、一般の家屋であり、状況によっては通学路の変更も検討していく必要があるかもしれません。引き続き、児童・生徒の通学路における安全確保について留意をしていきたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○議長 奥田信宏君

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員、タブレットの持ち込みを許可いたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態等をしていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る14日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9 番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、6月14日午後4時32分より開会されました議会運営委員会につきまして報告をさせていただきます。

1番目といたしまして、意見書の集約ということですが、ごらんいただきますように、意見書につきまして、1番目は不採択ということになった意見書でございます。アからカまでございますが、意見の一致をみませんでしたので、今回、不採択の取り扱いとなりました。

2番目ですけれども、継続審議になった意見書もございました。障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書、これにつきましては、継続審議となりました。

2番目ですが、第3回9月の定例会の日程についてであります。

別紙のとおりでございます。8月23日、議会運営委員会ということでございます。9月4日が開会となります。閉会は9月25日までというふうに予定をいたしました。その中の常任委員会や一般質問、決算等の日程については、それぞれご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目ですが、9月議会の議案の説明会の開催についてであります。8月17日金曜日の午前9時より3階の協議会室において行います。

次、2番目ですが、蟹江町議会の会議規則等の見直しについてであります。現行規則等の見直しが必要であるのかどうかというようなことも含めまして、9月議会に向けて協議をするということでございます。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

(9 番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第2 議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第3 議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

おはようございます。

改めて、ご報告させていただきます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る6月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告させていただきます。

最初に、議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、第35条の2にある町民税の申告について具体的な説明をという内容の質疑がございました。

これに対して、年金所得者の源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除は、住民税の申告が必要ないと明記されている。また、源泉控除対象配偶者とは所得でいうと85万円以下、年収でいうと150万円以下の配偶者のことをいうという内容の答弁がございました。

次に、第50条に、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、一定の期間を控除するとあるが、どれくらいなのかという内容の質疑がございました。

これに対して、法人の町民税を申告した後に減額更正をし、さらに減額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分については、その納付されていた期間を控除して計算することについて規定されている。一定期間とは、その納付されていた期間のことをいうという内容の答弁がございました。

次に、附則第10条の2第26項にある、先端設備等の導入の設定はどうするのかという内容の質疑がございました。

これに対して、中小企業者は商工会等と連携して設備投資計画を策定し、町に認定申請を出し、これが町の導入促進基本計画に合致すると町が認定することになるという内容の答弁がありました。

次に、対象設備を導入する場合には、確実に認定になるのかという内容の質疑がございました。

これに対して、中小企業が策定する設備投資計画と、市町村が策定する導入促進基本計画が合致すること、また、労働生産性が年平均3%以上向上することなどの要件を満たせば、認定の対象になるという内容の答弁がございました。

次に、固定資産税をゼロにした場合の固定資産税の額とその影響はという内容の質疑がございました。

これに対して、仮定の話となるが、先端設備の取得価格が1億円で耐用年数が10年とすると、企業は3年間で約300万円の減額になる。町としては、減額した75%は基準財政収入額も減少となるので、普通交付税に反映されるものと思われる。また、この制度がなければ設備投資をしなかった場合と比較すると、4年目以降の7年間で、約240万円の増収が見込まれるという内容の答弁がございました。

次に、中小企業への情報提供の方法はという内容の質疑がありました。

これに対して、ホームページや商工会等を通じて周知していくという内容の答弁がありました。

賛否を求めたところ、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、激変緩和措置の今後の見通しはという内容の質疑がございました。

これに対して、6年間で一般会計からの繰り入れをゼロにする予定で計算している、一般会計からの法定外繰り入れのほかに基金を積んでおり、こちらの運用も検討したいという内容の答弁がございました。

次に、町の国民健康保険料の算定方式は、資産割の割合が高いが、今回の改正で半減することになる。今後、資産割はどうなっていくのかという内容の質疑がございました。

これに対して、県が示す3方式の算定方法に合わせていくため、現状では6年後にはゼロにするということを目標にしているという内容の答弁がございました。

次に、国保制度の安定化のため、国から、20歳未満の子供がいる家庭を対象に、特別調整交付金が880万円ほど入ってきており、対象世帯に充てると8,000円の保険料の引き下げになるが、目的どおり活用しなかったのかという内容の質疑がございました。

これに対して、国から県に交付金が入ってきており、市町村は、県に納付する納付金からあらかじめ引かれる形になっている。当町の場合は、1,090人分、881万円で、町として法定減免、福祉減免で対応し、多子世帯等に対して配慮した保険料設定としたという内容の答弁がございました。

次に、医療費給付費の抑制が国保改正の目的だと思うが、仮に医療費が増大した場合、県からのペナルティーはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、ペナルティーの話は聞いていない。なお、30年度分の納付額は確定してい

るという内容の答弁がございました。

次に、最終的に標準保険税率を近づけていくということは、今より25%ほどの引き上げになる可能性が高い。そうなると、改正ごとに引き上げるということかという内容の質疑がありました。

これに対して、町は、今まで大きな値上げをしてきていない。一般会計からの法定外繰り入れも国保運営が赤字だからではない。基金も持ちながら運用をしている。今後は2年ごとに協議をし、見直しをしていくという内容の答弁がございました。

賛否を求めたところ、反対討論として、国民健康保険は社会的弱者の医療制度であり、今でも高過ぎる国保税の引き上げは許されない。2023年度末には法定外繰り入れの解消、保険税率の標準化、給付費の適正が進むと考えられ、ますます税の引き上げが予想される。これ以上の負担の拡大は許されないと考え、本案に反対をするという内容の討論がございました。

これに対して、賛成討論として税制改正及び国民制度改革に伴い、基礎課税額の課税限度額、税率を改正するものであり、負担軽減策として軽減判定基準額を拡大する低所得者の負担軽減に配慮した内容であり、今後の適正な国保運営のために必要な改正であり、本案に賛成をするという内容の討論がございました。

賛否を求めたところ、議案第32号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、精神障害者の認定にはどれくらい時間がかかるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、精神障害者といってもいろいろある。手帳の取得には専門医を受診し、診断書を書いてもらう必要があるという内容の答弁がありました。

次に、県内にもまだまだ未実施の団体がある。当町もなぜここまで実施がおくれたのかという内容の質疑がございました。

これに対して、おかれていたことは大変申しわけなく思う。海部津島管内全て取りかかるのが遅かったことも要因であると思うという内容の答弁がございました。

次に、取りかかりが遅かった自治体は、当初から対象を3級まで拡大している。当町はどう考えているのかという内容の質疑がございました。

これに対して、まず、1・2級の方の医療費を無料化したことで、どれくらい医療費の追加につながるか、手帳の新規取得者がふえるのか等を検証し、その後、3級まで拡大を検討したいという内容の答弁がございました。

賛否を求めたところ、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。以上、私の報告にかえさせていただきます。

(10番議員降壇)



○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決をされました。

日程第2 議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場から討論をいたします。

2018年4月、国保の都道府県化、いわゆる県単位化がスタートをし、当町においても、3月議会において国保税を県に納付する納付金に充てる条例が可決しております。県単位化のもと、今議案は国保税率軽減額を改める改正の議案調定であります。新制度に変わっても国保税の額を決め、加入者から集めるのは引き続き蟹江町の仕事であり、県が示す標準保険税率もあくまで参考値で町に従う義務はないと考えます。

年金生活者も加入する国保は、今や誰もが一生に一度はお世話になる医療保険であり、高齢者、今はワーキングプア、非正規雇用も被保険者であります。また、病気で働けない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度でもあるといえます。今でも高過ぎる国保税を引き上げることが許されないと考えます。また、子供の均等割の減免や多子世帯の国保税の減

免に踏み出す住民負担の軽減はもちろん、ひとり親世帯、障害者、障害児のいる世帯、収入が生活保護基準前後の世帯など、生活苦にあえぐ広範な世帯の負担軽減をもっと拡充する必要がありますと考えます。

2018年については、激変緩和措置を強調する一方、国保運営方針の第1期が終わる2023年度末までには、法定外繰り入れの解消、保険税の平準化、給付の適正化が進むと考えられ、ますますの引き上げが予想されます。

よって、これ以上の負担の拡大は許されませんし、国保の改革による制度の安定化の公費拡充を福祉減免に充てるだけではなく、目的に合わせた交付金に使うべきだと考えますので、この議案第32号には反対をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

反対者の討論がありました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一であります。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

先ほど委員長報告の中にありました賛成意見に全く同様であります。今後の適正な国保運営のために必要な改正でありますので、私は賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に討論はございませんか。

(なしの声あり)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決をされました。

日程第3 議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第35号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

11ページの歳出の総務費についてちょっとお伺いをいたします。

今回、補正予算なんですけど、ほとんどがそれぞれの雇用賃金の補正予算であります。その中の委託料なんですけど、住民情報管理事業として委託料で遺児手当業務委託料、障害者支援委託料と児童手当委託料があります。この遺児手当とか児童手当は手当の業務ということでわかるんですけど、障害者支援業務、この委託料について、もう少し詳しくお伺いしたいのと、今回、なぜ当初予算に入っていないというわけ、今回、補正の追加の部分というのは具体的にどういうものがかわってくるのかお伺いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

障害者支援業務委託料、補正額が90万8,000円でございます。こちらのほうは国保連合会のいわゆる給付費の審査を委託することを追加するところのシステム改修費でございます。国保連とはデータ転送のほうは既に連携をしまして、データ転送をしておるんですけども、新たに障害福祉サービス等に係る給付費の審査を委託することを追加する改修費でございます。

それで、この時期に補正予算として計上しましたのは、国保連側のほうのシステム改修も当然それに沿ってやられるわけでございますので、そちらのほうにあわせて今回6月の補正で計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

ちょっと確認をさせていただきます。

先ほどの広報等配布の委託料の件でありますけれども、これは後期分というか半年分の委

託料ということで広報を業者の方に各戸配っていただけるということで、町内会のほうでも大変喜んでみえると思うんです。

ただ、この金額ですね、514万という金額が高いのか安いのかちょっと僕もよくわからんものですから、近隣市町村、どこかこういう事例がございましたら、ちょっと教えていただきたいというのと、まずそれをお願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

広報等配布委託業務の514万2,000円の計上の内容でございます。議員おっしゃいますように、今回、ことしの10月からこれは3年越しにいろいろ検討してまいりました懸案の案件でございますけれども、ことしの10月から運用のめどがついたというところで、今回補正予算を計上したというところでございます。

費用につきましては、実は今現状、新聞社系の会社からこういったポスティングをしているところがあま市にございます。それから、津島市のほうも最近なんですけれども、やり始められたというところで聞いております。これで合わせまして、大体蟹江町の世帯、それから人口規模からすり合わせて見積もりをとりましたら、1,200万ほどでございます。年間で1,200万、その中に蟹江町の場合、いろいろ事情がございまして、あま市、津島みたいな形で蟹江でもやればいいんじゃないかというところで考えがあると思っておりますけれども、蟹江町の中のいろんな新聞屋さん、今、配っておられる新聞の方が、全てそういうキャパシティーがあるというところの前提の上で、蟹江町でそれが実施できるというところでございまして、その大元締めのところの会社様のお話によりますと、一部の地域でちょっと今以上には仕事の無理だというご回答をいただいたというところで、蟹江町の場合は新聞系のところのポスティング業者の参入はちょっと難しいというところの事情でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると新聞業者に入れて全戸配布ということなんですか。違うんでしょう、全然第三者の方にポスティングをさせるわけでしょう、そうですね。だから、そういう専門業者。年間にすると大体倍ぐらいになるということになってきますよね。それで今、回覧板もそうですけれども、回覧板というか個別に1枚ずつ渡るのもあれば、グループ、グループで回す、今までどおりの回覧板というのも残ってるわけです。今回、僕ちょっと持ってきたんですけども、今回ですとこういう手話で話そう、歌おう、パート4とか、家具の固定化をしましょうとか、防災ラジオを備えましょうとか、こういう類いのものは回覧という形で1軒ずつは渡ってないはずなんです。そうすると、こういうものはこれからどういう形になっていくのか、これも全部刷り増しして1軒ずつに渡すということになってくると大変な量になってくると思うんですけれども、その辺の調整というか、やり方はどういうふうですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ご質問のございました回覧につきましては、現行のままの状況で現在、各書状通達員を通して、指定の町内会等々の指定の場所に今お配りしておるんですけども、回覧につきましては現行どおりやると。

今回、このポスティング部分につきましては、全部の世帯に配布物を配布する、例えば広報かによとか議会だよりとかそこら辺のところ含めて、全世帯に配布をするものを対象に、今回民間業者に委託するというところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そういうことになると、やっぱりちょっと無駄じゃないですか。回覧もやっぱり残るわけですね、そうすると。僕も回覧もなくなっちゃうと本当に1人ずつ隣の家へ持っていただけでも高齢者は大変なんですよ、僕はよく聞くんです。夜なんか暗いのを持って行って蹴つまずいてけがでもしたらどうするんだと言われる方もみえるわけです。こういうのがなくなれば1戸ずつ各戸に配っていただければ本当に大変町内の人もいいし、周りの人もみんな助かるなと思ったんですけど、やっぱりこれは残るんですね、回覧というのは。ということになると、あまりありがたみがない、半減か3分の1ぐらいに僕はなっちゃったんですけども、何か手だてはないんですか。せっかくこういう形でやるんですから、僕も思いつきませんけれども、せっかくこれは補正でお金を上げてやって、これはあまり意味がないといいますが、これは喜ばしくないようなことになると思うんですけども。その辺はどうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回、このポスティング、広報等の配布業務でございますけれども、こちらのほうはいろいろ今、これは全町的に言えることなんですけれども、町内会のほうで非常に配布物を毎月2回ございますけれども、そのときにかなり町内会のほうでその配布について苦慮しておられるところを数年前からいろいろ耳にしております。今回、この配布物の業務委託につきましては、本来、囑託員様、町内会長様の本来業務がほかにもっと大事なところがございますので、そちらのところにより行政のところでご支援、協力いただくがために、少しでもこういった配布物につきましては軽減する方向で、今回補正予算を計上させていただいた次第でございます。

議員のご指摘のように、回覧はどうするんだというところでございますけれども、回覧につきましては、非常にその地域ごとのいろんなご事情がございます。ですので、確かにそういった高齢者の方、それからその他いろいろ動けない方も中にはいらっしゃることは重々承知しております。しかしながら、今の現状として、そこまで全町的にやるとなると、非常に地域ごとのいろいろな格差もしかり、いろんなところで横統一のところではちょっと難しいというのが現状でございますので、今回は全部の世帯に配布するもので、より町内会様いろい

ろ役員様のほうの軽減を図るため、本来の町の行政にご支援を頂戴するところのお仕事をより深くしていただくために、こういった形で計上したものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

黒川議員の質問で大体はわかったんですけども、そうなってくるとそもそものこの委託、議会だよりとか広報の委託を普通の民間会社に委託するということなんですけれども、今まで町内会で班長さんが配ったりしていて、そもそものこの前から負担を減らすとか、今答弁があったんだけど、そもそもこの業者に頼むいきさつがもう少しわかっただら。負担を減らすことは確かに区長さんもお忙しいという面があると思いますけど、その辺がわかっただらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、るる担当次長がお話しをしました、黒川議員にも説明しましたが、そもそも論であります。町内会でかつて配布物についていろんなご要望がございました。その一番大きな要望は、特に第二学戸区画整理事業、駅北もそうでありますけれども、新たな市街地に不動産屋さんを通じてお入りになられた皆様方が地域とのつながりがないわけでありまして。ご存じのように町内会費の徴収をしておみえになるようでありまして、地方自治法に抵触するものではございません。町内会費を取れば、取らないということでもめた経緯もあるんですけども、やっぱり仲よしこよしの会という基本的な考え方と、地域にしっかり根差していただく31の町内会の皆様方の意見の中では、町内会費を払っていただけないところには広報は配りませんよという、そういういい慣例なのか悪い慣例なのかわかりませんが、かつては蟹江町もそういう状況でずっと推移をしてございました。

近年、いろんなところからお電話をいただくなり、直接メールをいただくなりして、町内会費を払ってないと広報はいただけないのかだとか、町内のいろんな情報が入らないのかだとかという、そういうことが本当に多くなりました。議員の皆様にもお話をしたとおり、ポスティングを100%やればそれはいいんでしょうけれども、地域のつながり、特に黒川議員が指摘されたような要援護者だとか、それから体の悪い方が地域で見守りをするという、そういう意味でも回覧板制度はしっかり堅持しつつ、町内会費を払われないというのか、そういうことに供じない方、たまたま1年間いて、また変わってしまわれる方、いろんな方がおみえになると思うんですが、そういう方に便宜を図って町の広報だとか議会だより、主たる情報手段だけはしっかりとつけたいという、そういう考え方があったわけでありまして。

しかしながら、先ほど言いましたように、ポスティングを新聞業者だとかチラシ業者、いろんな方をお願いをしたんですが、非常にこれは難しいと。蟹江町だけではない、いろいろなところの自治体でやっているんですけど、いろんなモデルがあつて難しいので、ちょっと

控えさせていただきたいというのが続出をしまして、3年間苦慮いたしました。そういう業者が数件見つかりまして見積もりを出させていただき、一番安価なところで契約をまずは半年間ということとさせていただきます。いろんなことが出てくるかもわかりませんが、その後、皆さんとは詳しいことはご相談を差し上げることもあるかもわかりませんが、まずは大きな理由としては、そのようなこととございますので、ぜひともご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成30年第2回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前9時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

奥 田 信 宏

8 番 議 員

黒 川 勝 好

9 番 議 員

中 村 英 子